

横浜市こども青少年局会計年度任用職員
(南部児童相談所相談指導事務補助業務(日額))募集要項

1 応募資格

次のいずれにも該当しないこと

- ア 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
- イ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

2 募集人数 若干名

3 勤務条件および報酬

(1) 任用期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日

(2) 勤務時間等

8時30分～17時00分または8時45分～17時15分(休憩時間:勤務の間に指定する1時間)

(3) 勤務日

日曜日及び土曜日を除く週5日の勤務(国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く)

(4) 給与

日額10,980円(任用期間中に報酬が変更となる可能性があります)

通勤費用(実費相当額・上限有)を別途支給

(5) 休暇

年次休暇等

(6) 社会保険

健康保険(横浜市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入。

※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

4 業務内容

(1) 児童通告書の受付や措置結果通知書にかかわる事務

(2) 受理台帳の登録に関する事務

(3) ケースファイルのチェックや管理に関する業務(担当区分割にかかわる業務)

(4) 記録の作成など、児童福祉司の事務補助

(5) 電話受付

(6) 児童の一時保育に関する業務

(7) 児童相談所相談指導係における事務補助

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

5 勤務場所

横浜市南部児童相談所(港南区丸山台一丁目9番10号)

6 応募方法

(1) 書類提出期限 令和8年11月6日(金) 17時15分【必着】

(2) 選考方法 申込書類による書類選考の上、面接を実施します。

(3) 申込書類 会計年度任用職員履歴書及び申込書(所定の様式)

※様式については、こども青少年局ホームページからダウンロードできます。

(郵送をご希望の場合はご連絡ください。)

※申込書類は返却しません。また、いただいた個人情報は、採用選考においてのみ使用します。

(4) 申込受付 南部児童相談所庶務担当あて上記書類を持参又は郵送。

※持参時の受付は、月曜日～金曜日の8時45分～17時15分(閉庁日を除く)

裏面あり

7 面接選考

- (1) 実施日 令和8年11月20日(金)(予定)
※集合日時は、書類選考の結果とともに11月12日(木)までに通知を発送します。(予定)
- (2) 場 所 南部児童相談所(最寄駅:市営地下鉄上永谷駅)

【問い合わせ】横浜市南部児童相談所 庶務担当 三浦、松尾
〒233-0013 横浜市港南区丸山台1-9-10
TEL:045-349-0122
FAX:045-840-1258
E-mail: kd-nanbushomu@city.yokohama.lg.jp